「一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、西鉄バス二日市株式会社から令和6年4月25日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更(路線廃止)届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。 意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出

公示番号:九運公第59号

事案番号:福6廃1 (西鉄バス二日市株式会社)

イ 意見聴取の日時及び場所

令和7年1月15日(水) 10時00分から 福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名 【福岡県】

福岡県企画・地域振興部交通政策課長 窪西 駿介

【筑紫野市】

筑紫野市長 平井 一三

【小郡市】

小郡市都市計画課長 牟田 賢一郎

エ 陳述の要旨

【福岡県】

(1)地域協議会(バス対策協議会)・運送事業者(西鉄バス二日市株式会社)との協議内容令和6年3月29日付けで西鉄バス二日市株式会社から福岡県バス対策協議会に対し、 当該路線の廃止の申出書が提出された。

令和6年5月8日に福岡県、福岡運輸支局、筑紫野市、小郡市、西日本鉄道株式会社(西鉄バス二日市株式会社担当)出席のもと、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について協議を行い、各関係自治体の地域協議会等で、路線の存続、代替交通の検討、廃止の受け入れ等の合意形成を図っていくこととなった。

現在、各自治体において合意形成に向けて調整中である。

- (2) 自治体や住民等の意見 関係自治体が回答する。
- (3)路線廃止に対する代替交通 関係自治体が回答する。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの可否 関係自治体の意向を尊重する。

【筑紫野市】

当該バス路線は、経路上に鉄道駅、学校及び病院等が立地しており、地域に必要な路線であることから、廃止予定日の繰り上げを承認することはできない。

なお、本件は、慢性的な乗務員不足及び赤字体質が廃止の理由であり、現状を踏まえると やむを得ないものであるが、一方で、沿線住民にとっては必要不可欠な交通手段であること から、路線の見直しによる存続や代替交通による移動手段が確保されるまで運行を継続する 等の対応について、再度検討をお願いしたい。

また、本件に関して、当該バス路線の利用者、地域住民及び周辺に立地する施設管理者等に対し、十分な周知、説明を行う等、適切な対応をお願いしたい。

【小郡市】

路線廃止について同意する。今後の予定としては、筑紫野市の地域公共交通活性化協議会の結論を受けて、小郡市も同様の協議会を開催予定としている。廃止予定のバス停がある津古区の区長に説明を行い、同意を得た。本市としては、利用者が少ない以上、廃止もやむを得ない措置だと考えている。その後、代替交通として本市では津古地区を含む宝満川右岸地区で「のる一と小郡」を運行、筑紫野市でも代替交通を検討中とのことで新たな公共交通への置き換えが進むことを望んでいる。繰上げ可否については、協議会の開催の調整や津古区への当初の説明内容と齟齬が生じるため「不可」とする。